

高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域型保育人材育成事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育を支える保育教諭及び保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を進めることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
別紙1に基づく事業
- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
別紙2に基づく事業
- (3) 保育士試験による資格取得支援事業
別紙3に基づく事業

(補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第4条 前条に規定する補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(事業実施計画書の提出等)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条第1号及び同条第2号に掲げる事業にあっては、各事業の対象者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設の受講を開始した日の属する年度内に、別紙1及び別紙2に定める事業実施計画書（別添様式1）を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 教育長は、事業実施計画書を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可否を速やかに決定するものとする。

3 教育長は、前項により本補助金の対象と認めた場合には、当該事業実施計画を承認し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 教育長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額を行う場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、これを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) 次条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第8条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第8条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書を提出して教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日策定)に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第5項、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率	補助事業者
1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	保育教諭確保のための保育士資格取得支援 （a）養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 （b）代替幼稚園教諭雇上費 1人1日あたり 7,000円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料	10/10	認定こども園、幼保連携型認定こども園、認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設の設置者（高知市及び公立施設を除く。）
2 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 （a）養成施設受講料等 養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 （b）代替保育士雇上費 1人1日あたり 7,210円 （c）免許更新受講料等 免許更新に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料	10/10	学校法人及び社会福祉法人等（ただし、社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。） （高知市を除く。）
3 保育士試験による資格取得支援事業	保育士試験による資格取得支援 保育士試験受験のために学習に要した経費の1/2 ただし、上限150,000円	保育士試験による資格取得支援事業を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者者に支払われた入学金、受講料	10/10	保育所、認定こども園、幼保連携型認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、小規模保育事業所A型及びB型、事業所内保育事業所の設置者（高知市及び公立施設を除く。）

- (注) 1 この補助金の交付額は、2により算出された額の合計額とする。ただし、種目ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 雇用した代替職員が補助対象施設に実際に勤務した日数とする。ただし、1日に勤務した時間が、補助事業者ごとに定める1日の勤務時間に満たない日がある場合は、1日に勤務した時間を補助事業者ごとに定める1日の勤務時間で除して得た数が0.5以上である場合は0.5日とし、0.5未満の場合には0日とする。
- 3 「賃金相当額」とは、労働時間又は期間に応じて支払われる賃金をいい、手当等を含まないものとする。

別表第2（第8条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 1

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

1 事業の内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年度法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「対象施設」という。）に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有しない者（以下「対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「特例制度」という。）により、保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等及び受講する幼稚園教諭代替に伴う雇上費の補助を行う。

2 実施要件

(1) 対象者

本事業の対象者は、対象施設（公立を除く。）に勤務する者であること。

また、対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付費等、本事業と同趣旨の事業による貸付、助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

(2) 受講方法

対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めなくて卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

(3) 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とする。

(4) 代替幼稚園教諭雇上費

対象者の保育士資格取得に伴い、代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）に係る雇上費を補助する。

3 実施計画書について

(1) 提出

対象施設は、別添様式1による保育士資格取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）及び(2)に定める確認書類を提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、2(3)の受講開始日の属する年度中とする。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、対象者が対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出すること。

また、対象者が受講を開始した場合は、養成施設（大学又は短大）に在学しているこ

とが確認できる書類を提出すること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出すること。

4 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費等の経費及び代替幼稚園教諭雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者が保育士証の交付を受け、対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を提出すること。

ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書の写し

ウ 代替幼稚園教諭が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

エ 保育士証の写し

オ 補助事業者が対象経費を負担したことが確認できる書類

(3) 対象経費の留意事項

① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学金（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税並びに代替幼稚園教諭の雇上費とする。

② 対象経費とならないものは、次の経費とする。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用

オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の購入費

③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

④ 入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

⑤ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は対象経費に該当しない。

⑥ 支給申請時点で養成施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象とならない。

5 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

(2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていること。

ア 養成施設の名称

イ 支払者名

ウ 領収額（又はクレジット契約額）

エ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

オ 領収日（又はクレジット契約日）

(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印又は署名のないものは無効とする。

別添様式 1

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書

高知県教育長

様

年 月 日

法人所在地

法人名称

代表者

①施設名			
②施設住所	(〒 —)	電話 () —	
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
④養成施設名			
⑤受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥保育実習や面接 授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑧保育士修学資金貸 付事業等、類似事 業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
⑨代替幼稚園教諭の 氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
(備考)			

(添付書類)

- 1 代替幼稚園教諭が、当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。）
 - 2 認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）においては、移行に向けたスケジュール（移行予定時期）について、備考欄に記載するか、概要が分かる資料を添えること。
- ※①の施設が認定こども園等でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、備考欄にその旨（施設名、移行予定の場合は予定時期等を含む。）を記載すること。

別添様式 2

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書

高知県教育長

様

年 月 日

法人所在地
法人名称
代表者

①施設名			
②施設住所	(〒 —)	電話 () —	
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
④養成施設名			
⑤受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥保育実習や面接 授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費用	入学料 円、受講料 円		
	合計 円		
⑧代替幼稚園教諭の 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
(備考)			

(添付書類)

- 1 対象幼稚園教諭及び代替幼稚園教諭が、対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- 2 ①の施設が認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、備考欄にその旨（施設名、移行予定の場合は予定時期等を含む。）を記載すること。

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

1 事業の内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年度法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者が、幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する者が、幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士の代替に伴う雇上費の補助を行う。

2 実施要件

(1) 申請の対象となる者は、学校法人及び社会福祉法人等（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）とし、対象となる施設は認定こども園等とする。

(2) 幼稚園教諭免許状取得の対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。

(ウ) 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

イ 代替保育士雇上費

対象者の幼稚園教諭免許取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）に係る雇上費を補助する。

ウ 免許更新受講料等

(ア) (i) 又は (ii) のいずれかを満たす者であること。

(i) 幼保連携型認定こども園に勤務している者該当する者

・ 保育教諭であって幼稚園教諭免許状（休眠状態を含む。以下この項において同じ。）及び保育士資格を有している者

・ 保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保育士資格の取得を予定している者

・ 保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者

(ii) 幼保連携型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者（幼稚園以外の施設の長を含む。）で、幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、幼稚園教諭免許状更新に必要な免許状更新講習の受講を開始していること。

(ウ) 幼稚園教諭免許状の更新後、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

3 実施計画書について

(1) 提出

補助を受けようとする者は、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1）及び（2）に定める確認書類を提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日の属する年度中とする。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、代替保育士として対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出すること。

また、対象となる者が受講を開始した場合は、大学等に在学していることが確認できる書類を提出すること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、大学等に在学していることが確認できる書類を提出すること。

4 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費等の経費等、免許更新にかかる受講料等及び代替保育士雇上費（以下「対象経費」という。）は対象となる者に幼稚園教諭免許状が交付され、幼保連携型認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、免許状授与後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

対象施設は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を提出すること。

ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、認定こども園等での勤務が決定したことを確認できる書類

イ 大学等の長が発行する対象経費の領収書の写し

ウ 代替保育士が認定こども園等に勤務していたことが確認できる書類

エ 幼稚園教諭免許状の写し

オ 補助事業者が対象経費を負担したことが確認できる書類

(3) 対象経費の留意事項

① 対象経費の対象は、大学等の長が証明する大学等に対して支払われた入学金（大学等における受講の開始に際し、当該大学等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税並びに代替保育士の雇上費とする。

② 対象経費とならないものは、次の経費とする。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 大学等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

オ 大学等が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の購入費

- ③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- ④ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として大学等の長が証明する額又は大学等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
- ⑤ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は対象経費に該当しない。
- ⑥ 支給申請時点で大学等に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。

5 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

大学等の長が、対象経費について発行した領収書又は大学等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

(2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 大学等の名称

イ 支払者名

ウ 領収額（又はクレジット契約額）

エ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

オ 領収日（又はクレジット契約日）

(3) 領収書等に訂正のある場合、大学等の訂正印又は署名のないものは無効とする。

別添様式 1

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書

高知県教育長 様

年 月 日

法人所在地
法人名称
代表者

①施設名			
②施設住所	(〒 —)	電話 () —	
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
④大学等名			
⑤受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥教育実習や面接 授業期間	実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費用	入学料	円、受講料	円
	合計	円	
⑧代替保育士の氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
(備考)			

(添付書類)

- 1 対象保育士及び代替保育士が、当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。）
 - 2 認定こども園への移行を予定している施設においては、移行に向けたスケジュール（移行予定時期）について、備考欄に記載するか、概要が分かる資料を添えること。
- ※ ①の施設が認定こども園等でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、備考欄にその旨（施設名、移行予定の場合は予定時期等を含む。）を記載すること。

別添様式 2

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書

高知県教育長

様

年 月 日

法人所在地

法人名称

代表者

①施設名			
②施設住所	(〒 —)	電話 () —	
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
④大学等名			
⑤受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥教育実習や面接 授業期間	実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑧代替保育士の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
(備考)			

(添付書類)

1 対象保育士及び代替保育士が、対象施設に勤務していたことが確認できる書類

※ ①の施設が認定こども園等でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、備考欄にその旨（施設名、移行予定の場合は予定時期等を含む。）を記載すること。

保育士試験による資格取得支援事業

1 事業の内容

保育士試験により保育士資格取得を目指す職員について、保育士試験合格後、保育士として雇用した場合に、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

2 実施要件

- ① 申請の対象となる者は、以下に掲げる施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者とする。

ア 保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条の15項第2項の認可を受けたもの

※いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

- ② 保育士試験による資格取得の対象となる者（以下「対象者」という。）は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、対象施設で保育士として勤務する者であること。

なお、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とはならない。

- ③ 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とならない。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用

オ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の購入費

- ④ 対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年

前の属する月の1日までのものとする。

⑤ 対象経費の支払い等

ア 支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

イ 支払いの申請及び確認

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

(ア) 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

(イ) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書の写し

(ウ) 保育士証の写し

(エ) 補助事業者が対象経費を負担したことが確認できる書類

ウ 留意事項

(ア) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(イ) 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割で支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

(ウ) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しない。

(エ) 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は授業料等は対象とならない。

⑥ 領収書について

ア 受講に係る領収書等

講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

イ 領収書（又は振込証明書或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認する。

(ア) 講座実施事業者の名称

(イ) 支払者名

(ウ) 領収額（又はクレジット契約額）

(エ) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

(オ) 領収日（又はクレジット契約日）

ウ 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印又は署名のないものは無効とする。

別添様式

受験対策学習費用支給申請書

高知県教育長

様

年 月 日

法人所在地
法人名称
代表者

①施設名			
②施設住所	(〒 —)	電話 ()	—
③対象者氏名	カガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
④対象者住所	(〒 —)	電話 ()	—
⑤講座実施事業者 名称			
⑥講座実施事業者 所在地	(〒 —)	電話 ()	—
⑦講座受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑧学習に要した費用 (合計)	円		
(備考)			

(添付書類)

- 1 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類 (継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)
- 2 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書の写し
- 3 保育士証の写し
- 4 補助事業者が対象経費を負担したことが確認できる書類